

訴訟上の和解に関する若干の問題

石 川 明

- 一 序 説
- 二 既判力否定説と手続保障論との関係
- 三 韓国・台湾民事訴訟法の和解規定
- 四 訴訟上の和解と民法六九五条
- 五 私法行為説と訴訟終了効再論
- 六 形成力説
- 七 結 語

一 序 説

訴訟上の和解の既判力論についてこれまで私は拙著「訴訟上の和解の研究」（慶應義塾大学法学研究会、一九六六年）や「訴訟上の和解」（信山社、二〇一二年）等に私見を発表してきた。本稿は特に第二章において手続保障論との関係において既判力否定論について述べる。本稿第三章は既判力論について韓国法・台湾法について簡単に言及した。第四章は訴訟上の和解の含む民法上の和解の効力について述べたものである。第五章は既判力論ではないが、訴訟終了効の発生について私見である私法行為説をもつてしては説明ができないとの批判に答えを出したもので既判力

論ではないが、拙稿「訴訟上の和解——横槍的視点から」判タ一三九三号に述べたところを敷衍したものである。第六章は訴訟上の和解の効力論として既判力ではなく形成力を考えるべき旨を説いた。

論文というよりはメモ程度 of の原稿ではあるが、私法行為説を前提とする私見の既判力否定論や訴訟終了効に関連した批判に対して反論すべく本論稿を発表しておくことが私法行為説論者としてのとりあえずの義務であると考えたのである。

二 既判力否定説と手続保障論との関係

1. この点については手続保障とか当事者権という用語は用いていないものの三ヶ月教授が既に説いているところである。その根幹になる部分を左に紹介しておきたい。同教授は、その著「民事訴訟法」法律学全集（有斐閣、一九五九年）四四三頁から次頁において以下のように述べている。少々長くなるが正確を期する意味で引用する（但し引用にあたり括弧内は省略した）。

法が訴訟上の和解は「確定判決と同一の効力を有す

る」と規定する点を重視する立場に立つ者は文字通りこれを判決の代用とみ、裁判権行使と同一の効果を当事者の自主的紛争解決権能に与えたことを意味すると説き、執行力は勿論、既判力も肯定する。かくて訴訟上の和解に判決と全く同様な既判力を認める以上、訴訟上の和解についても判決の再審事由に該する場合に限って調書の取消と訴訟の再開を認める反面に、訴訟上の和解には私法上の和解におけるような無効や取消を認める余地はないとする。こうした解釈は確定判決と同一の効力を有するとの規定の文面に忠実であり、又改正の沿革に徴すればその趣旨にも合するものである。しかし元来既判力なるものは公権的な紛争の解決の要請から流れ出る裁判にのみ特有な要請とみるべきものであつて自治的解決には親しまないものであるし、再審事由も亦専ら裁判の瑕疵を眼中に置いて規定されており、それを直ちに和解の瑕疵に適用するのには適しないものである。更には和解がそもそも当事者の意思に重点の置かれるべき自治的解決であるのだから、その効果意思の欠缺には裁判の場合とは異なる比重が置かれるべきことも当然である。その上に、和解を判決と同一視して既判力を認めるといながらも、実は既判力の範囲が異なる（或いはあいまいになる）こと

も指摘されなければならない。かくみてくれば、このような把握は裁判所のなす公権的解決たる判決と当事者の自治による解決たる和解との乗りこえ難い本質的な差異を抹消するものであるというべきであり、和解の実態を無視して判決の論理を貫こうとするに急であるとの批判は免れぬように思われる。有力な学説の提唱にもかかわらず、実務の大勢を制することが遂にできなかった所以もそこにあるとみてよい。

要するに、三ヶ月説は、判決は公権的、和解は自主的解決という両者の相違を強調されて既判力否定説の立場をとっているのである。これを換言すれば、判決には既判力を発生せしめるだけの手続保障があるのに対して、和解はもともと自主的解決であるから判決の前提となるような手続保障が必ずしもあるとはいえないということを意味すると読むべきなのである。公権的である裁判は手続保障を必須のものとするが、私的自主的な紛争解決にあつては、判決手続におけるような厳格な手続保障よりも、むしろ当事者の自主的意思が尊重されなければならないというのであろう。

2. 三ヶ月説はこれを実質的にみれば手続保障との関係を図示されているものと考ええる。

既判力というのは手続保障（公開主義とか当事者権の保障等裁判の正当性の根拠）があつてはじめて生じるものである。和解には公開性がないし、特に交互型では手続保障もない。私はかつて和解手続が対席主義によらない場合には法的審問請求権を中心とする当事者権も保障されないし、特に交互型は裁判官の中立性にも反することを述べた（拙著「訴訟上の和解」二六頁、六三頁、八五頁）。これらはいずれも憲法上の要請であるから当事者が放棄しうるものではないことから、既判力発生の要素に欠けるものと考えている。

和解手続において当事者として対席の権利は私的利益に関わるものであるがゆえにこれを放棄できるのでその場合交互型での手続を進行することは違法ではないとの見解がないわけではないが、私見は、そのような考え方をとらない。対席性は和解の有効要件である旨説いた（同書前掲箇所）。仮に対席性は、当事者が当事者の利益に関するがゆえにこれを放棄しうるとしても少なくとも和解手続における裁判所の中立性という観点からみるとこのような裁判所の手続の中立性は既判力発生の要件なのではないかと考え

ている。

因みに法的審問請求権は、当時者の法的利益の保護という観点からのみ保障を考えるべきものではなく、その根底には裁判所の公正性、信頼性という制度的利益もあることを忘れてはならないものと思われる。

換言すれば、和解手続は判決手続とは手続内容を異にするので、両手続の異質性からみると確定判決に与えるような既判力を和解に与えることについては「確定判決と同一の効力」という文言があっても許されざるものであって和解に既判力を与えるまでの手続保障があるとはいえないのではないかと私は考える。既判力は公開・対席の訴訟手続にしたがった厳格な訴訟手続が前提になってこそ生じるものと考えるべきではないかという点で私見は三ヶ月説に賛成したい。

実務家サイドからは、訴訟上の和解にあっても、裁判所は極めて慎重に和解手続を進めているので成立した和解に既判力を否定することは妥当ではないし、既判力を否定したのでは和解手続にかけた裁判所の労力を無に帰せしめる結果になるがゆえに既判力を認めるべきであるとの意見がしばしば聞かれる。和解の成立にかける裁判所の労力は認めるにしても、既判力の根拠になる手続保障論からみれば、

判決と和解とは大きく異なるという点は否定できない。そこで実務家サイドから出されている右の理由も既判力肯定論の根拠にはなりえないと考えるべきであろう。

いずれにしも右の観点からすれば、民訴法二六七条の「確定判決と同一の効力」の文言の下にあっても既判力否定説をとるべきであり、特に交互型の下では既判力否定説をとるのが正当であろう。

既判力肯定説の立場に立つと、和解の瑕疵の主張は再審によらざるをえないことになるのであるが、少なくとも、和解に判決手続におけるような十分な審理の保障は手続上存しない。民訴法上の再審にあつては、判決手続における十分厳格な審理を行った結果としての確定判決について行われる手続であるために再審事由が極めて限定されている。そのような限定的事由がなければ、再審は許されるものではないのであるが、和解は一般の確定判決のように厳格な手続を経ているとは決していえない。しかも下級審で成立した場合審級の利益もない。

確かに訴訟における審理の進行状況によって和解の前提として既判力を認めてよいと考えられる場合もあるし、そこまで審理が進行していない場合もある。前者の場合訴訟物それ自体について既判力を認めてもよいという場合があ

るとの議論もあるかもしれない。しかし手続の進行状況が前者か後者かを区別する明確な線を引くことは困難である。和解審理の場合でも和解交渉のなかで実質上訴訟におけると同程度の十分な和解審理が行われる場合もありえよう。しかし和解審理と訴訟における審理とは同一ではない。この点からみると裁判所主催の和解が行われたからといって、両者を十把一絡げにして既判力を認めるという考え方には到底賛成できない。

ここで私法行為説を前提に既判力を肯定する山木戸説について若干言及しておく。山木戸克己「和解」民事訴訟法論集（有斐閣、一九九〇年）四二二頁によると、私法行為説を採用しつつ、その調書が確定判決と同一の効力を有すると規定されているところから、既判力が判決内容の議論を封ずる効果であるとするならば、和解調書にもそのような効果を認めるべきであると解されている。ここで問題になるのは、私法行為性と既判力との関係である。私法行為でありながら法政策的立場から法が「確定判決と同一の効力」すなわち既判力を認めたのであるから既判力を認めるべきであるというのでは、それは議論にならないのではないかと思われる。私法行為説と既判力との間に論理的関係が認められるか否かが問われているのであるから、両者の

理論的関連性が説明されてしかるべきではないのかと私は考える。山木戸説にはその理論的関連性の説明に欠けるように思われるのである。

三 韓国・台湾民事訴訟法の和解規定

ここで、韓国・台湾の民事訴訟法における訴訟上の和解に関する規定をみておこう。

韓国民訴法二二〇条は、わが民訴法二六七条と同様に、訴訟上の和解調書の記載について確定判決と同一の効力がある旨規定し、学説・判例ともに既判力肯定説を採用しながら、他方では民訴法四六一条で和解調書に対する準再審制度を設けている。このような制度は和解調書に対する準再審事由をいかなるものとするかにもよるが、実質的にみれば一方で既判力の規定をおきながら結果的には、わが国の制限的既判力説と同様の取扱いをしていることになるのではなからうか。

台湾民訴法三八〇条一項は訴訟上の和解は確定判決と同一の効力を有する点では日本民訴法二六七条と同様の規定であるが、その第二項で訴訟上の和解に無効または取消原因がある場合当事者は和解が成立した訴訟手続にお

いて継続審判の申立てをすることができ旨規定している。この条文構成は韓国民訴法が準再審という制度と異なるが、それと比較するとより一層わが国の制限的既判力説に類似している。準再審という手続をとらないと和解の瑕疵を主張できないというのは、一応は和解の既判力を認めることを前提とするものであり、和解に既判力を肯定する構成に適合する。その限りにおいては韓国民訴法二二〇条や日本民訴法二六七条にいう「確定判決と同一の効力」という文言に忠実な構成なのである。これに反して台湾民訴法三八〇条二項が継続審判ができるとしている点は三八〇条一項の、「確定判決と同一の効力」という文言の面子を韓国法におけるほどたてておらず、この点で「確定判決と同一の効力」と規定するわが民訴法同様、同文言の面子を軽視しているといつてよいのかもしれない。「確定判決と同一の効力」に関する既判力肯定説の文理解釈によれば日本民訴法が最も筋が通っており台湾民訴法は既判力否定説あるいは制限的既判力でありこの文言とは最も離れた構成であり日本法も一方で文理解釈からすれば既判力を肯定する文言を規定しながら他方で既判力を否定してしまうのは、文理解釈から明らかに離れた縮小解釈の見解といえよう。

しかしながら、「確定判決と同一の効力」という場合、

確定的効力のなかに既判力ではなくむしろ形成力が何故問題とされないのか、という点について疑問があるが、この問題は前掲拙稿「訴訟上の和解——横槍的視点から」において論じているので、本稿では取上げない。

四 訴訟上の和解と民法六九五条

また、松本博之¹¹上野泰男「民事訴訟法第七版」（弘文堂、二〇一二年）五三三頁は「訴訟上の和解は私法上の和解と訴訟終了契約の性質を併有する行為であり、既判力を承認する基礎を欠くと言うほかない。実質的にも高橋・重点講義¹²七七四頁注¹³が指摘するように、和解条項に反する主張は民法六九六条により排斥される」とされている。両性説を前提にして既判力否定説につながることは高橋説および松本¹⁴上野説のいう通りである。しかしながら右の後半部分すなわち「和解条項に反する主張は民法六九六条により排斥される」という点から既判力を肯定することは問題がないものの、前提・基礎に関する錯誤等の無効・取消原因等民法六九六条の規定からの排除効は和解の実体的形成的効果に由来するものであつて既判力の確定効ではない。例えば民法六九六条の形成的効果は和解に伴うのであ

るが、和解契約に意思表示の前提・基礎に関する錯誤や取消原因等がある場合はそれは意思表示の瑕疵の一般規定を以て主張しうることは民法六九五条の和解について認められるのは当然であろう。既判力肯定説は私法上の和解の形成結果を既判力を以て確定するものとするが、実体的和解の前提・基礎の瑕疵まで排除して形成の結果を確定するというのか否か、それともそこまで確定効は及ぶものではなく、実体的和解の合意の意思表示の無効・取消原因は排除せず、それらの主張を既判力発生以後の法律関係の新たな変動とみるのかという点の分析は必要であろう。しかし本稿ではこれ以上ここでは立入らないこととして問題点の指摘にとどめておくことにしよう。

和解の形成的効果が既判力を以て確定されるというのはあれば、和解の実体的瑕疵の主張も、実は形成以前の法律関係は違っていたのだという主張も排除されることになる。後者のみ排除し前者を排除しないというのでは制限的既判力説になってしまい既判力肯定説にはならない。完全な既判力肯定説をとるならば、前者も否定しなければならぬ。前者まで否定して既判力肯定説をとることの妥当性が問題になるのである。前提・基礎の錯誤等を認める説は結果的には既判力否定説ではなく制限的既判力説になるのであ

ろう。この考え方は本来両性説の立場につながるが、新併存説の立場も当然制限的既判力説に帰着することになるであろう。いずれにしても和解の前提・基礎の錯誤等に無効取消原因がある場合にまで既判力説がその主張を遮断してしまうことには既述の理由からかなりの無理があるのではないかと考える。

なお私見が私法行為説をとり、既判力否定説を採用していることは本稿第二章やその他これ迄発表した多くの稿において述べたとおりである。

五 私法行為説と訴訟終了効再論

1. 私法行為説によった場合訴訟終了効の説明ができないという批判があることについては、私は既に前掲拙著「訴訟上の和解の研究」四〇五頁において不十分ながら紹介している。私法行為説に対するこの批判は、松本¹¹上野・前掲「民事訴訟法」五二六頁にあり、私法行為説にしたがって私法行為としての和解がなされたからといって訴訟終了の合意という訴訟行為がない限り訴訟終了効の説明ができないという私法行為説批判は Walsman の私法行為説に対して既に Baumgartel が行っているところである。

前掲拙著の前掲簡書を読んでいただければこの点ご理解されうと思うのであるが、確かに Baumgärtel はそのような批判をしている。このような批判のあることを認めながら彼はこの点について「訴訟上の和解における実体法上の和解において訴訟終了の意思は通常示されないが、それは訴訟上の和解締結の意思表示に当然含まれる」と書いている。ここでは、当然含まれるという文言の意味が問題になる。訴訟終了の意思が当然含まれるのであれば、そこに含まれるのは訴訟終了の合意という訴訟行為ではないのかという分析がでてくるであろう。この分析は私法行為説の否定につながり、両性説ないし併存説の正当性を証明する結果になる。彼の解釈はこのような趣旨の解釈をもって実は実体法説を否定するのである。

確かにそのような訴訟行為的側面を考えないこともできないわけではない。私法上の和解により当該法的紛争は解決し紛争が消滅したのであるから訴えの利益がなくなり訴えを却下するという方法も考えられなくはないが、裁判所が関与して紛争を解決したのであるから、その労力を無視することなく、これに訴訟上の効力を与えて訴訟を終了せしめることが法政策的観点から合理的であるものと考ええる余地は十分あり、民訴法二六七条の立法者はこの論理を選

択したので、当然の訴訟終了効を認めたと解することができるのである。

この拙論は、既に前掲拙稿「訴訟上の和解——横槍的視点から」において述べておいた。以上の理由からすれば、私法行為説をとりながら訴訟終了効を認める説明は十分に可能であると同時に、公正証書の執行力と比較して訴訟上の和解に執行力を認めることもあながち不合理であるとはいえない。なお裁判所が関与して和解が成立しているのであるから、和解調書の執行力の範囲が公証人の作成した公正証書より広いのは当然であろう。

六 形成力説

1. 和解の既判力肯否論が問題になるのは当然のことながら、民訴法二六七条の「確定判決と同一の効力」という文言に由来する。既判力論の発想の原点は、訴訟上の和解に含まれる私法上の和解を、和解の申立て＝裁判所の承認＝調書記載により確定するという発想がその根底にあるものと思われる。換言すれば訴訟上の和解に含まれる私法上の和解を二六七条により既判力をもって確定するという発想である。しかしながら私法上の和解が調書の記載によって

訴訟上の和解として効力を發揮するのは和解調書作成の時である。それまでは和解は単なる私法上の和解にとどまり訴訟上の和解は成立していない。そのように考えると私法上の和解はあくまでも法律関係を形成するものであるから、その訴訟上の形成力が調書の記載によって発生するものであって、私法上の和解を調書に記載するまでは私法上の和解は単に私法上の形成効を伴うにとどまり、訴訟上の形成効をもたず、調書の記載により私法上の和解の形成効が確定判決と同一の形成効をもつようになるか否かが問題となるということなのであるというべきなのである。このようにみると、訴訟上の和解に既判力を認めるというのは適切ではなく、調書の記載によりはじめて訴訟上の和解は訴訟上の形成効をもつとみるべきなのである。問題はこの訴訟上の形成力の不可争性である。

仮に、私見とは異なり、通説の見方によって、和解により私法上の形成がなされ、その実体的形成の結果が調書の記載により既判力を以て確定されると考えるならば、訴訟上の形成力は調書の記載以前に成立していることになる。このような考え方は民訴法二六七条の文言に反することになるのである。

このような考え方からすれば、旧民訴法二〇三条、現行

民訴法二六七条の文言である、調書の記載が確定判決と同一の効力を有するとの表現は、既判力肯否論と整合性がないということになるものと思われるのではないかと、この疑問が生じてくる。

旧・旧民訴法には旧民訴法二〇三条・現行民訴法二六七条のごとき規定はなかった。それらがなかったという点は旧・旧民訴法がドイツ民訴法（ZPO）にならったものであったことによる。そこでは訴訟上の和解は訴訟上の効力として執行力と訴訟終了効しかなく、既判力はそもそも認められていなかった。わが国の旧・旧民訴法の下で訴訟上の和解に既判力があるか否かが問題になったが、それは既判力という文言を調書内容の不可争性の有無が問題になったため、不可争性なら既判力の有無を問うという短絡的な考え方に走ったからではないのかという推論ができるように私には思えるのである。このような考え方が正しいと確信を以て断言する材料を今私がついているわけではないが、この点についてなんらかの資料があれば筆者としては是非御教示をお願いしたいと考えている。現在のところこの点の私見は単なる推測に過ぎないことを告白しておきたい。

旧・旧民訴法の下では、そもそも現行民訴法二六七条、旧民訴法二〇三条の「確定判決と同一の効力」という規定

は ZPO におけると同様存在しなかったのであるから、そもそも既判力論を問題にする余地はなかったはずなのである。既判力がないことは当然の理であったのである。旧・旧民訴法の下では訴訟上の和解においてもその実面的側面は私法上の和解に過ぎないのであるから、ZPO の解釈同様、和解の私法上の意思表示の前提・基礎等の瑕疵は主張できるにとどまると解することが自然の理だったのである。したがって、裁判所が旧・旧民訴法の下で既判力の有無を考えたこと自体が誤りであったといえるのではないかと私は考えている。わが国の旧・旧民訴法の下で立入ってはいけない迷路にわざわざ路をつけて迷い込んでしまったという感を私は強くしている。現に Rosenberg-Schwab-Gottwald 17 版においても、訴訟上の和解の説明のなかで、ほんの数行しかも小活字で既判力なしとの説明をしているに過ぎない。

2. 訴訟上の和解について既判力肯定説があり、それが有力説になっているのであるが、既判力の根拠を考えた場合、これまでも否定説が主張してきたように、既判力の根拠論を考えるとそもそも無理があったのである。既判力は手続保障あつての効力である。

私はかねてより併合和解を例にあげて、訴訟物以外の法

律関係を併合する和解もあるし、第三者が参加する併合和解もあり、その対象となる法律関係や第三者は無限に拡大される場合があるが、そのように併合和解について既判力を認めるとすれば、既判力の主観的、客観的展開が無限に拡大する場合がある。この種の併合和解において訴訟物以外に併合された法律関係のすべてについて既判力を認めるだけの十分な和解審理・和解弁論がなされるといえるのであろうか。それではそのような著しく拡大された併合和解の部分については既判力を認めない、すなわち本来の当事者間の本来の訴訟物についてのみ既判力を認めるにとどめ、それ以外の当事者、それ以外の法律関係については既判力を認めないとして区別する理論構成は困難であるし、現実問題としてその区別は困難である。和解は合意なのであるからいくら参加者が多くても、合意がすべての瑕疵をクリアするといえることができれば、十分な審理を経る和解手続はできない。

3. 裁判所が訴訟上の和解の成立について多大の労力を払っているのに「確定判決と同一の効力」から既判力を排除することは背理であるという主張がよく実務家サイドからなされている。この議論は一見説得力があるようにみえる。

たしかに一般的に言えば裁判所は和解の成立に多大な労力を使っているといえるであろう。しかし、和解といっても極めて多様である。裁判所サイドからみれば、多大の労力をかけた結果とし和解が成立したという場合も多くあるであろう。そのようにして成立した和解が、既判力なしといわれて和解の合意を覆されたのでは、その成立にいたる裁判所の努力は何であったのかと嘆きたい気持ちもわからないではない。しかし和解の成立の過程は多様であって裁判所の手間のかからない当事者主導型の和解もないわけではない。またその中間に多様な型の和解があるであろう。私自身裁判所主導型と当事者主導型の割合について調査したわけではないので、確たることは言えないが、少なくとも多様な型が考えられる以上、和解にかけた裁判所の労力を一律にとらえることはできないのではないかと思う。

再審事由が民法二三八条により極めて制限されているのも判決手続における手続保障があるためであって、前記のように和解における手続保障は判決手続による手続保障上必ずしも常に同等であるというわけではない。そのため、和解の瑕疵の主張について既判力から再審というつながりでは、瑕疵の主張が著しく狭くなり不当であるとの批判がでてくるのは当然である。

七 結 語

1. 私はこれまで拙著「訴訟上の和解の研究」刊行以来わが国の通説・多数説からみると訴訟上の和解についてかなりの異説を唱えてきたことは十分自覚している。武田信玄は「甲陽軍鑑」のなかで「戦は五分の勝ちを以て上となし、七分を中とし、十を下とす」と書いている。自説はわが国の学界においては五分の勝ちにもなっていない少数説ではないかと考えている。信玄のいう「上」にも入らないのかもしれない。しかし、アンチテーゼはいつの世にも必要なものであると考えて、異説であることを承知のうえでこれまで少数説を展開してきた。ご諒解を願いたいと考えている。

2. フライブルク大学名誉教授Dieter Leipoldさんとは旧知のなかで親友である。共通の師は故Rudolf Pohle（ポール）教授である。私はPohle教授のゼミに出席していた。当時助手として後にレーゲンスブルク大学の学長になったエッケハルト・シューマン、エルランゲン・ニュールンベルク大学教授になったマックス・フォルコンマーの各氏が出席されていた。故バウムゲルテル・ケルン大学名

誉教授は当時エルランゲン・ニールンベルク大学の講師であり、毎週ポーレ教授の代講者としてエルランゲンよりミュンヘン大学へ通い、民訴法の講義を担当していた。そのようなわけで私はゼミナールでこそポーレ教授に接したものの講義は同教授の民法総則を聴講した。カルル・ラレンツ教授の債権法やエンギツシュ教授の法思想入門等は今講義であった。内容を正確に理解したか否かは極めて怪しいが、感動的な講義であったように思う。

3. 万葉集卷一七の四〇二九番大伴家持の歌に「珠洲の海に 朝びらきして 漕ぎ来れば 長浜の浦に 月照りにけり」がある。自説も「日照りにけり」ではなく「月照りにけり」程度の貢献ができれば望外の幸せであると考えて一連の私的和解論を展開している。御海容願いたいと考えている。同卷八の一四三三番に大伴坂上郎女の歌に「うち のほる 佐保の川原の 青柳は 今は春べと なりにけるかも」とあるが、私の和解論も「今は春べとなりになるかも」という淡い希望をもちたいものと考えている。